

# けんぽニュース



- 賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」をお忘れなく必ずご提出ください。  
支給されなかった場合も「賞与支払総括表」のみご提出ください。（その際は、総括表の不支給に○をつけてください）
- リーフレット「12月以降の届出は「住民票上の住所の記載」が必要です」について  
厚生労働省令が令和5年12月8日に施行されました。対象の届出は「資格取得届」「被扶養者異動届」「住所変更届」です。居所住所と住民票住所が異なる場合は居所住所も必ず届出に記載してください。正しくお届けがされない場合、今後マイナ保険証として利用する際に医療機関等で情報が表示されず、被保険者やそのご家族にご不便が生じることが予想されます。事業所様にはお手数ですが、新規採用やご家族の加入の際にはマイナンバーカードや住民票住所の確認をお願いいたします。また、従業員の方のみでなくご家族の転居の際にもお知らせいただくよう皆様にお声かけいただき、その都度「住所変更届」を健保に届けていただきますよう、重ねてお願いいたします。詳細はリーフレットをご覧ください。
- 健保組合の年末年始の休業について  
年末年始は12月29日(金)～1月4日(木)まで休業し、年明けは1月5日(金)より業務を開始致します。

## 健保の健診事業を利用せずに事業主健診を実施されている事業所様へ

健保では40歳以上の被保険者の健診結果のご提出をお願いしております。  
ご提出方法につきまして、健診機関には国の指定する「特定健診のXML形式」でCDなど電子媒体での提供をご依頼ください。（手数料が別途かかる場合は健保までご相談ください。）健保にご提出いただいた健診結果は後日マイナポータルで、また「Pep UP」では「健康年齢通知」とともに閲覧することができます。結果により「保健指導」が必要な方にご案内もいたしますので、従業員の皆様の健康増進に役立てることができます。

**※当組合の健診事業をご利用の場合は、契約健診機関より健診結果をご提供いただいておりますのでご提出の必要はございません。**



12月は「体重測定チャレンジ」を実施します。

開催期間は12月15日～1月14日

参加表明は12月15日～12月22日まで受付

参加するためには12月15日～12月22日までにキャンペーン欄の「参加する」のボタンを押して参加表明が必要です。

上記開催期間中に20日以上記録すると500ポイント獲得できます。

特に宴会やごちそうを食べる機会が多くなるこの時期に、健康管理の一環として毎日体重を記録して、急激な体重増になることの無いように気をつけましょう。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。（ホームページもご利用下さい。）